

平成18年 9 月14日
理 事 長 決 定
最終改正 令和元年 9 月 5 日

国選弁護・国選付添及び国選被害者参加における通訳料基準

国選弁護人の事務に関する契約約款本則第17条、国選付添人の事務に関する契約約款本則第15条及び国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款本則第15条の規定に基づき、一般国選弁護人契約弁護士が接見等の弁護活動のために通訳を依頼するときの通訳料、一般国選付添人契約弁護士が面会等の付添活動のために通訳を依頼するときの通訳料及び選定一般被害者参加弁護士契約弁護士が選定請求をした者との打合せその他の国選被害者参加弁護士としての活動のために通訳を依頼するときの通訳料についての基準を別添のとおり定める。

(国選弁護人の事務に関する契約約款本則第17条、国選付添人の事務に関する契約約款本則第15条及び国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款本則第15条関係)

国選弁護・国選付添及び国選被害者参加における通訳料基準

	費目	基準			備考
1	通訳料	基本料金	1日の通訳時間(*1)の合計が30分以内の場合(*2)	8,380円(消費税込み)	*1 「通訳時間」とは、実際に通訳を行った時間(接見であれば、接見の開始から終了までの時間)を指し、待機時間を含まない。 *2 同一事件に関し、同一日に複数回の通訳を行った場合、基本料金の支給は1回のみとする。 *3 10分未満の延長通訳時間については、通訳料は支給しない(切捨て)。
		延長料金	1日の通訳時間の合計が30分を超える場合において、その超過分の合計が10分に達するごとに(*3)	1,047円(消費税込み)を基本料金に加える。	
2	待機時間(*4)に対する手当	1日の待機時間の合計が20分に達するごとに(*5)			*4 「待機時間」とは、通訳人が通訳予定場所に到着した時刻又は通訳予定場所における国選弁護人、国選付添人若しくは国選被害者参加弁護士(以下「国選弁護人等」という。)との待ち合わせ時刻のうち、いずれか遅い時刻から、通訳を開始するまで(通訳が実施されなかった場合は、通訳の不実施が確定したときまで)の時間を指す。 *5 20分未満の待機時間については、待機時間に対する手当は支給しない(切捨て)。
3	交通費	公共交通機関を利用した場合に算定される金額(*6)を上限とする実費(*7)(*8)			*6 「公共交通機関を利用した場合に算定される金額」とは、公共交通機関(タクシーは含まない)を利用して最も経済的な通常の経路及び方法により移動した場合の金額を指す。 *7 特急料金及び座席指定料金は、特急券の有効区間が片道100km以上の場合のみ、急行料金は、急行券の有効区間が片道50km以上の場合のみ支給する。なお、グリーン料金は支給しない。 *8 複数の事件について同一の移動機会に通訳をした場合は、交通費及び遠距離移動に対する手当については、事件の件数に応じて按分する。
4	遠距離移動に対する手当	通訳のための移動が遠距離(往復100km以上)にわたる場合(*8)		4,190円(消費税込み)	
5	振込・書留手数料	国選弁護人等が、通訳人に対し、その請求により、上記1ないし4の支払を、当該通訳人の預金・貯金の口座への振込み若しくは書留によって行った又は行おうとする場合の振込み若しくは書留に要する手数料(実費)			

(注) 本基準は令和元年10月1日以後の国選弁護人等の活動に通訳人を要した場合に適用し、その余の場合については従前の例による。